伊藤先生のご退職にあたって

特任教授　宮 田 桂 子

駒澤法曹第13号は、本法科大学院設立以来、刑事実務系科目のご指導をいただいた伊藤正義教授のご功績を讃え、「伊藤正義特任教授退職記念号」として発刊されることとなりました。お元気で明晰な伊藤先生がもう定年退職かと、皆様お感じになっているのではないでしょうか。

大変僭越ではございますが、伊藤先生からの薫陶を受けた弁護士として、私から先生のご経歴についてご紹介申し上げます。

伊藤先生は、昭和44年3月、早稲田大学を卒業後、司法修習25期を経て、昭和48年に第一東京弁護士会で弁護士登録をされ、民事、刑事の幅広い分野で弁護士業務を遂行していらっしゃいましたが、そればかりでなく、弁護士会の会務活動、社会貢献活動でも重責を担ってこられました。

伊藤先生の弁護士会での会務活動は、人権擁護、司法研究や司法改革の分野など多岐にわたり、とくに司法修習や法科大学院、刑事弁護の分野におかれては、長年、活動の中核を担ってこられました。平成14年度には第一東京弁護士会の副会長、日弁連の常務理事を務めておられます。

刑事実務系科目の特任教授という先生のご経歴に関係する、刑事分野でのご活躍について述べますと、伊藤先生は、平成3年から6年まで、司法研修所刑事弁護教官として、司法修習44期から47期までのご指導に当たられました。当時は司法研修所のクラス数も少なく、真の意味で人格、識見に優れた先輩方が教官を務めておられました。伊藤先生は、その後、先生の刑事弁護におけるご経験を会員に伝え、会員の弁護活動を向上させるべく、平成6年から平成27年までの間、第一東京弁護士会で刑事弁護委員を務められ、平成7～8年には副委員長として国選弁護部会長を、平成9年には委員長をなさいました。

伊藤先生が副委員長、委員長の時期は、オウム真理教信者による一連の事件に関する多くの裁判が行われた厳しい時期であり、弁護士会内で国選弁護人として弁護活動を担う弁護士の確保が困難を極め、正副委員長が多くの弁護士に

受任するよう説得する作業に当たられたうえに、弁護人の活動を支援するための裁判所や検察庁との厳しい折衝などもあり、大変なご苦労をなさいながら委員会をリードし、また、弁護活動をしている弁護士をサポートして下さいました。

伊藤先生は、このような副委員長、委員長としてのご活動に加え、引き受け手が見つからない松本サリン事件の被告人の国選弁護を自らお引き受けになったのですが、私もその事件の3人の弁護団の一員に加えていただきました。個人的なことになりますが、伊藤先生は、私ともう一人の、当時若かった弁護士2人に「君たちの好きに活動してご覧」とおっしゃって下さいました。人を信じて仕事を任せ全ての責任は自分がとるということが、いかに胆力の必要な難しいことであるか、申し上げる必要もないことと存じます。私は、伊藤先生の後任として特任教授をいたしておりますけれども、伊藤先生の下で刑事弁護委員や弁護活動をしたご縁によりお声がけいたたいたものと思います。伊藤先生に抜擢いただくとともに育てていただいたご恩は決して忘れられません。

他にも、伊藤先生は、非常に優れたバランス感覚とご人徳から、長年に渡り民事調停委員を務めてこられましたが、本法科大学院と同様、3月でご退任されました。

伊藤先生のご功績は、国からも顕彰され、平成27年、旭日小綬章を授与されています。

駒澤大学においては、法科大学院のみか、司法研究所員としてもご活躍され、本法科大学院のみならず駒澤大学の学生に対するご指導にも当たられました。高潔で博学卓識な伊藤先生のご講義を受講し、その薫陶を受けた学生の皆様方は本当に幸せであったと思います。

伊藤先生のますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、先生への深謝の気持ちを込め、本号を先生に捧げるものです。